

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和4年5月18日(2022.5.18)

【国際公開番号】WO2020/031969

【出願番号】特願2019-547720(P2019-547720)

【国際特許分類】

C 08 J 5/18 (2006.01)

C 08 L 29/04 (2006.01)

C 08 K 5/42 (2006.01)

B 65 D 65/46 (2006.01)

10

【F I】

C 08 J 5/18 C E X

C 08 L 29/04 A

C 08 K 5/42

B 65 D 65/46

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月10日(2022.5.10)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリビニルアルコール、可塑剤、及び水面拡散剤を含有する水溶性包装用フィルムであつて、

前記ポリビニルアルコールが変性ポリビニルアルコールを含有し、

前記ポリビニルアルコール100質量部に対して、前記可塑剤の含有量が3質量部以上10質量部未満、かつ前記水面拡散剤の含有量が0.1質量部以上15質量部以下であり、  
前記ポリビニルアルコールが、未変性ポリビニルアルコールをさらに含む、水溶性包装用フィルム。

【請求項2】

前記変性ポリビニルアルコールが、ピロリドン環基変性ポリビニルアルコール及びスルホン酸基変性ポリビニルアルコールからなる群から選択される少なくとも1種である請求項1に記載の水溶性包装用フィルム。

【請求項3】

前記変性ポリビニルアルコールが、スルホン酸基変性ポリビニルアルコールである請求項2に記載の水溶性包装用フィルム。

【請求項4】

前記変性ポリビニルアルコールの含有量が、ポリビニルアルコール全量に対して、30質量%以上90質量%以下であり、前記未変性ポリビニルアルコールの含有量が、10質量%以上70質量%以下である請求項1～3のいずれか1項に記載の水溶性包装用フィルム。

【請求項5】

前記水面拡散剤がジアルキルスルホコハク酸塩である請求項1～4のいずれか1項に記載の水溶性包装用フィルム。

【請求項6】

前記フィルム表面に高低差が10μm以上200μm以下の凹凸形状を有する請求項

40

50

1 ~ 5のいずれか1項に記載の水溶性包装用フィルム。

【請求項7】

農薬包装用である請求項1 ~ 6のいずれか1項に記載の水溶性包装用フィルム。

【請求項8】

請求項1 ~ 7のいずれか1項に記載の水溶性包装用フィルムと、前記水溶性包装用フィルムに内包された薬剤とを備える包装体。

【請求項9】

前記薬剤が、農薬である請求項8に記載の包装体。

10

20

30

40

50